

令和3年度第4回公立大学法人大阪経営審議会（書面会議）の結果

審議期間 令和4年3月29日（火）～令和4年3月30日（水）

書面の送付先

（外部委員）

生野委員、上山委員、大西委員、尾崎委員、阪井委員、土屋委員、鳥井委員、福島委員

（内部委員）

西澤理事長、辰巳砂副理事長、荒川副理事長、酒井理事、東山理事、辻理事、田中理事、平田理事

議事

【審議事項】経営審議会規程の改正について

議事案件期限の都合上、令和3年度第4回公立大学法人大阪経営審議会については書面会議によることとした。

なお、書面会議の方法は次のとおりである。

- (1) 委員に対し資料及び書面議決書を送付した。
- (2) 書面議決書を活用し、審議事項に対する委員の意見（賛成又は反対の意思表示）を求めた。（委員からの意見については別紙のとおり）

書面会議の結果、審議事項について14名の委員から賛成、2名の委員から反対の回答があった。この結果、議事について承認された。

以 上

(参考)

○公立大学法人大阪定款（抜粋）

第 18 条

- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○公立大学法人大阪経営審議会規程（抜粋）

第 4 条

- 3 理事長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、経営審議会の決議に代えることができる。
- 4 定款第 18 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

委員からの意見	
1	<p>(反対)</p> <p>今回の改正案は、理事長が任意に設置できる「部会」が経営審議会の審議事項を検討するとしているように見えます。定款変更の手続によらず、経営審議会の審議事項を実質的に追加変更することを許すものになりかねません。</p> <p>経営審議会には、弁護士の先生方もおられますし、その意見も聞いて慎重に判断すべきです。少なくとも、意見交換の場を持って決定すべき重要な事柄だと思われませんが、それを紙面会議ですること自体賛成できかねます。</p>
2	<p>(賛成)</p> <p>部会設置については、賛成致しますが、文言については、「必要性」を誰が判断するのかという点について疑義が出ないよう、もう少し委員間の議論が必要だと思います。その議論を踏まえた文言修正がありうることを前提に、賛成です。</p>
3	<p>(賛成)</p> <p>但し、改正案については次のとおりとすべきです。</p> <p>2 理事長は、前号の審議事項において検討する必要がある場合は、経営審議会の議を経て、経営審議会の下に部会を設置することができる。</p>